

再エネ入札業務関連訴訟における弁護士との委任契約書に関する覚書締結について

再エネ入札業務関連訴訟において、訴訟代理を務める弁護士との委任契約（第454回理事会決議にて契約締結）について、継続して円滑な訴訟対応を進めるべく覚書を締結する。

以上

【添付資料】

別紙：委任契約書に関する覚書

※別紙は、情報管理規程第4条（情報の格付の区分）の規定に基づき、本機関の業務に支障が出る可能性を考慮し、非公表とする。